

(別添 1)

「マンガアワードSHOW2025」開催等業務委託仕様書

1 業務名

「マンガアワードSHOW2025」開催等業務（以下「本件業務」という。）

2 出展目的

「まんが王国とっとり」の認知度の向上及び鳥取県への観光誘客促進を図る。

3 期日、場所

- (1) 期日 令和7年2月15日(土) 予定
- (2) 場所 鳥取市民会館(鳥取市掛出町12)

4 催事、活動内容

マンガアワードSHOW2025を開催し、まんが王国ととりの認知度向上、観光誘客、県内周遊に繋げる。

- (1) 第13回国際マンガコンテストの表彰式の開催。
- (2) 催事参加促進のためのPR。
- (3) SNS等を活用したPR。
- (4) ゲスト声優を活用したイベント。

5 業務内容

- (1) ゲスト声優招聘に係る調整等
- (2) 受賞作品公開アテレコ及びまんが談義などのイベントの開催及び広報
- (3) 国際マンガコンテスト表彰式の実施及び広報
- (4) 記録
- (5) その他、上記業務に付随する業務

6 本県業務の委託料に係る特記事項

会場借上料は委託料に含む。保証金等の開催に付随する費用が発生する場合はその費用も委託料に含む。

7 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本件業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本件業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、鳥取県と協議の上、第三者に再委託することができる。

- (2) 守秘義務

本件業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。本件業務の終了後も、また同様とする。

(3) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本件業務に関する所有権及び著作権は、原則として全て鳥取県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、鳥取県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

9 実績報告

受託者は、本件業務が完了した場合は次の（１）から（４）までの事項を内容に含む実績報告を作成し、鳥取県に提出すること。

（１）本件業務名

（２）業務期間

（３）運営記録

（４）その他本件業務の履行内容が分かる資料

10 その他

本件業務の遂行に当たっては、鳥取県と連絡を密にし、各段階で鳥取県と協議しなければならない。